

子ども・子育て支援金制度とは

こども家庭庁HPより

(子ども・子育て支援金制度の理念とその必要性)

- 子ども・子育て支援金制度は、社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を、全世代・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みです。
- 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、「こども未来戦略」(令和5年12月22日閣議決定)において、**児童手当の抜本的拡充など、年3.6兆円規模のこども・子育て政策の給付拡充**を図ることとしました。これらにより個々人の子育てに関する負担を軽減し、少子化トレンドの反転につなげていけるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を応援する機運を高める取組もあわせて進めます。
- こうした大きな給付拡充に当たっては、**経済政策と調和した財政枠組み**とするとともに、若い世代の方々が将来に展望を持てるよう、**責任を持って安定財源を確保する必要があります**。
子ども・子育て支援金制度は、歳出改革や既定予算の活用を最大限図った上で、令和8年度から10年度にかけて段階的に構築する、少子化対策のための**特定財源**です。歳出改革による負担軽減とセットで、かつその範囲内で構築することで、支援金制度の創設によって**社会保障負担率**(国全体でみた国民所得に対する社会保険料負担の割合)が上昇しないようにします。

(若い世代の結婚・子育てを応援するもの)

- 支援金を医療保険料とあわせて、**高齢者や企業を含む全世代・全経済主体から拠出をいただく中で、現役世代の拠出額を低く抑えることができ**、また、支援金を充てる事業による**0～18歳までの間の平均的な給付拡充(累計)は約146万円**となります。つまり、子育て中や、これから結婚・子育てを考えられる若い世代を確実に応援するものとなります。
- 支援金は、児童手当など**法律で定めたこども・子育て世帯向けの給付のみに充てるものであり、医療保険料と区分された仕組み**です。また、こうした仕組みであるため、今後の料率も、高齢化に伴って上昇する傾向にある医療・介護保険料のように、当面自然に上昇していくことが想定されるものではありません。

子ども・子育て支援金の賦課徴収について

こども家庭庁HPより

基本的な方向性

- 医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
- 国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割））、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- 国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。
- 医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

子ども・子育て支援金に関する試算

こども家庭庁HPより

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (2)	(参考) ①/②
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (1)		
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円	4.7%
被用者保険	300円 (参考) 被保険者一人当たり 450円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 600円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 800円	10,800円 (参考) 被保険者一人当たり 17,900円	4.5%
協会けんぽ	250円 (参考) 被保険者一人当たり 400円	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	10,200円 (参考) 被保険者一人当たり 16,300円	4.3%
健保組合	300円 (参考) 被保険者一人当たり 500円	400円 (参考) 被保険者一人当たり 700円	500円 (参考) 被保険者一人当たり 850円	11,300円 (参考) 被保険者一人当たり 19,300円	4.6%
共済組合	350円 (参考) 被保険者一人当たり 550円	450円 (参考) 被保険者一人当たり 750円	600円 (参考) 被保険者一人当たり 950円	11,800円 (参考) 被保険者一人当たり 21,600円	4.9%
国民健康保険 (市町村国保)	250円 (参考) 一世帯当たり 350円	300円 (参考) 一世帯当たり 450円	400円 (参考) 一世帯当たり 600円	7,400円 (参考) 一世帯当たり 11,300円	5.3%
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円	5.3%

国の試算であるため、実際の状況により変動します

令和8年度税率（案）

	所得割	均等割	子ども分 (18歳以上)	平等割	課税限度額
医療分	7.50%	18,500円		21,000円	670,000円
支援金分	2.60%	6,500円		6,600円	260,000円
介護分	2.70%	8,300円		5,000円	170,000円
子ども分 (子ども・子育て 支援納付金分)	0.31%	1,100円	100円	1,200円	30,000円

市町村標準保険料率

	所得割	均等割	子ども分 (18歳以上)	平等割
医療分	6.86%	25,024円		25,535円
支援金分	2.90%	10,849円		9,753円
介護分	2.41%	10,057円		8,075円
子ども分 (子ども・子育て 支援納付金分)	0.31%	1,094円	133円	1,156円